

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 薬事法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 21 日 本紙第 5479 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 1 月 21 日 政令第 6 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 1 月 21 日）から施行
【制定の根拠】	薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 67 条第 1 項
【法令のあらまし】	医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を禁止する医薬品として、アザシチジン及びその製剤を指定した。 (別表第 2 関係)
【改正される法令】	薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）